

吹田市学校給食用物資選定会議設置要領

(設置)

第1条 吹田市小学校給食における給食用物資（以下「物資」という。）の購入にあたり、安全で良質な物資を選定するため、吹田市学校給食用物資選定会議（以下、「選定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 物資の購入に係る選定に関すること。
- (2) 物資の研究に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、物資の選定に関し必要なこと。

(構成)

第3条 選定会議は、次に掲げる12人以内の委員をもって構成する。

- (1) 小学校長
- (2) 栄養教職員
- (3) 給食調理員
- (4) 教育委員会事務局職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、保健給食室長が必要と認める者

(議長及び副議長)

第4条 選定会議に議長及び副議長を置き、委員のうちから保健給食室長が指名する。

2 議長は、会議を進行し、会議の会務を総理する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

第5条 選定会議は、随時、保健給食室長が召集する。

(選定方法)

第6条 物資の選定については、あらかじめ指定された物資の規格に応じ、参加業者から提出された物資の見本に基づき、価格及び品質等を総合的に評価し、物資を選定するものとする。

2 前項の場合において、選定会議が物資の見本を提出する必要がないと認めたときは、当該物資の見本の提出を要しないものとする。

(庶務)

第7条 選定会議の庶務は、教育委員会事務局保健給食室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は学校教育部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。